

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年2月25日（令和2年（行個）諮問第24号）

答申日：令和4年1月24日（令和3年度（行個）答申第119号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成30年特定月A頃に休業手当の未払いの件，平成30年特定月B頃に就労条件の明示義務違反等の件，平成31年特定月頃に退職理由証明書の件で特定労働基準監督署で申告した申告処理台帳一式。ただし，審査請求人が提出した資料は除く。（事業場名：特定事業場 所在地：特定住所）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和元年8月16日付け東労発総個開第1-300号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

私が特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）に申告した内容，特定監督署から会社への指導，対応内容及び既に報告があった内容が開示されなかったため，審査請求する。

具体的には，労働安全衛生法66条1項（安衛則43条）（雇入時の健康診断）及び労働基準法22条1項（退職証明書の交付）に係る行政指導の内容，会社側担当者及び会社とのやり取り（監督署を経由しての会社と申告者とのやり取りを含む。），是正勧告が出た際の会社側の対応等である。行政機関から既に説明されている内容について，文書で開示されないことに不服がある。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は，理由説明書及び補充理由説明書によると，おおむね以

下のとおりである（補充理由説明書による訂正は、下線部で示す。）。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年6月20日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年11月27日付けで本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとした上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 保有個人情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報が記録されている文書は、審査請求人から特定監督署に対して行われた、特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書1ないし文書4の各文書である。

イ なお、本件審査請求を受け、諮問庁において確認を行ったところ、文書3④及び4③は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。

仮に、当該部分が保有個人情報に該当するとされた場合であっても、当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれていることから、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しない。

当該部分は、法人に関する情報等であることから、これを開示すると、外部折衝の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法14条3号イに該当する。

また、当該情報は、監督署の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。さらに、もし行政機関が、法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開約束を破って開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求されたり、将来、労働基準監督官の要請に対して協力が得られず必要な情報が入手できなくなるおそれがあるため、同条5号及び7号イに該当する。

特に法14条5号該当性については、犯罪の予防等に関する情報は、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する

将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、ここでいう行政機関の長の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかなものでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと解すべきである（最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（民集32巻7号1223頁））。本件においても、労働基準監督機関における犯罪の予防活動を行うに当たり、資料の開示をおそれた法人等がその提出に応じなくなる危険性が生じることが想定されることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。

以上のことから、当該部分は、仮に保有個人情報に該当するとされた場合であっても、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（文書1）

労働基準関係法令では、労働者は、事業場に同関係法令の違反がある場合、労働基準監督官（以下「監督官」という。）に申告することができることとされている。監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導している。申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に、受理年月日、処理着手年月日、完結年月日、完結区分、申告処理台帳番号、受付者、担当者、被申告者の事業の名称、所在地、事業の種類及び事業の代表者、申告者の氏名、住所及び事業場内の地位、申告事項、申告の経緯、申告事項の違反の有無、倒産による賃金未払の場合の認定申請期限、違反条文、移送の場合の受理監督署及び処理監督署、処理経過直接連絡の諾否、付表添付の有無、労働組合の有無、労働者数、申告の内容等の各記載欄がある。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、処理年月日、処理方法、処理経過、措置、担当者印、副署長・主任（課長）印及び署長判決の各記載欄がある。

文書1①には、監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。当該部分は、監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。当該部分は、これを開示すると、当該事業場の事情が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等においてその権利、

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。また、これらの情報は、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

当該部分は、これを開示すると、申告処理における調査の手法が明らかになり、監督官の行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の性格を持つ労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 監督復命書（文書2）

監督復命書は、監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。一般的には、監督復命書の標題が付され、完結区分、監督種別、整理番号、事業場キー、監督年月日、労働保険番号、業種、労働者数、家内労働委託業務、監督重点対象区分、特別監督対象区分、事業の名称、事業場の名称、所在地及び代表者職氏名、店社、労働組合、監督官氏名印、週所定労働時間、最も賃金の低い者の額、署長判決、副署長決裁、主任（課長）決裁、参考事項・意見、No.、違反法条項・指導事項等、是正期日（命令の期日を含む）、確認までの間、備考1及び2、面接者職氏名、別添等の記載欄がある。

（ア）文書2①の「参考事項・意見」欄

当該部分には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これを開示すると、労働基準監督機関の意思決定の過程等が明らかとなり、監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（イ）文書2①のその余の部分

当該部分には、監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であ

り、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。当該部分は、これを開示すると、当該事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、法人に関する情報であって、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものが含まれている。これらは、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

加えて、当該部分には、特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として、監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする事業者と監督官との信頼関係が失われ、今後関係資料の提出等について非協力的となり、監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、結果として法違反の隠蔽を行うなど、監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

文書2①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 担当官が作成又は収集した文書（文書3）

文書3①には、申告処理の過程において監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。当該部分は、これを開示すると、監督指導に必要な資料が隠蔽され、正確な事実の把握が困難となり、法違反の発見ができなくなるなどにより、監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事業場の内部管理情報が記載されている。当該部分は、これを開示すると、当該事業場の内部情報が明らかになり、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、当該情報は、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものである。このため、当該部分は、法14条3号イ及びロに該当し、不開示とすることが妥当である。

文書3②には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。また、署名については、公にすることにより、偽造悪用されるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 特定事業場から監督署へ提出された文書（文書4）

文書4①には、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されており、法14条2号に該当し、同号ただし書きイないしハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、特定事業場の内部管理等に関する情報が記載されている。当該部分は、これを開示すると、当該事業場の内部事情が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該部分には、特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として、開示しないことを条件として任意に提供された当該事業場の実態に関する情報が含まれている。当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする事業者と監督官との信頼関係が失われ、今後、資料の提出等について非協力的となり、監督官の指導に対する自主的改善について意欲を低下させ、さらには法違反の隠蔽を行うなど、監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号ロ、5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち、文書1②、2②、3③及び4②については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、上記第2の2のとおり主張しているが、上記(2)のとおり、法に基づく開示請求に対しては、保有個人情報ごとに法14条各号に基づき開示・不開示を適切に判断しているものであり、審査請求人の主張は上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分における不開示部分のうち、上記3(3)に掲げる部分を新たに開示することとした上で、その余の部分については、不開示と

することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 令和2年2月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月11日 | 審議 |
| ④ | 同年9月17日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 令和3年12月15日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 令和4年1月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めているが、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとした上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において争点を限定しているようにも解し得るが、「会社とのやり取り」、「会社側の対応等」の全ての開示を求めているため、以下においては、原処分における不開示部分の全てについて争っているものとして取り扱う。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、文書3④及び4③について、審査請求人の個人に関する情報ではなく、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと説明する。

(1) 文書3④

ア 文書3④a

当該部分は、是正勧告書（控）の一部であり、是正確認のための押印欄及び確認方式から構成され、専ら業務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

イ 文書 3 ④ b

当該部分は、審査請求人からの申告を処理する過程で特定監督署監督官が作成又は収集した文書であり、当審査会において見分したところ、当該部分に審査請求人を識別することができることとなる情報が含まれているとは認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

当該部分は、事業場基本情報等の業務資料であり、特定監督署がその通常の業務を遂行する上で必要な情報として特定事業場の事業内容等の把握に資するため平常から保有している情報を、資料として添付したものと認められる。当該部分に記録された情報は、その作成又は取得の目的等を考慮すると、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(2) 文書 4 ③ (通番 6)

当該部分は、監督指導の過程で特定事業場から監督署へ提出された文書の一部であり、特定事業場の職員の名刺の写しである。当該職員は、審査請求人が特定監督署に申告した事案についての特定事業場の担当者であることから、当該部分は、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分 (別表の 3 欄に掲げる部分) について

ア 通番 1

当該部分は、申告処理台帳 (続紙を含む。以下同じ。) の「完結区分」欄及び「処理経過」欄の記載の一部である。

当該部分のうち通番 1 (1) は、「完結区分」欄及び「処理経過」欄の記載の一部であるが、原処分において開示されている情報若しくは諮問庁が新たに開示することとしている情報と同様の内容であるか、又はそれらから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。通番 1 (2) は、「処理経過」欄の記載の一部であるが、原処分において開示されている情報又は諮問庁が新たに開示することとしている情報と同様の内容であるか、又はそれらから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は、「処理経過」欄の記載の一部であるが、特定事業場臨検時の担当者の在不在、特定事業場と特定監督署の間の架電と受電

及びFAX送受信とその受信確認特定事業場職員の来署に関する連絡と来署等の事実の記載にすぎない。

当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、当該情報の性質等に照らして、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが合理的であるとも認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

当該部分は、監督復命書の「労働者数」、「署長判決」、「参考事項・意見」及び「違反法条項・指導事項・違反態様等」の各欄の記載の一部である。

当該部分のうち通番2(1)は、「労働者数」欄の「全体」及び「企業全体」並びに「週所定労働時間」欄の記載であるが、諮問庁が諮問に当たり開示することとしている情報と同様の内容であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。通番2(2)は、「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の記載の一部であるが、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり開示することとしている情報から推認できる内容であることから、審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は、「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄の記載の一部であるが、当該欄のうち違反法条項及び指導事項に当たる部分が原処分において開示されているため、法令の規定及び原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3

当該部分は、是正勧告書(控)の「違反事項」欄及び「是正期日」

欄の記載の一部であるが、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

当該部分のうち「違反事項」欄は、当該文書の「法条項」欄が原処分において開示されているため、法令の規定及び原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、また、「是正期日」欄は、原処分において開示されている情報と同様の内容であると認められる。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番4

当該部分は、是正勧告書（控）の「受領者職氏名」欄の特定事業場の担当者の職氏名の記載の一部である。当該職氏名は、一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、そのうち当該部分は、特定事業場の名称であり、審査請求人が知り得る情報であることから、法14条2号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、これを開示しても、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番5

（ア）通番5（1）

当該部分は、特定事業場から特定監督署担当官宛てに送付されたFAX及び郵送の送信状である。各送信状には、宛先である特定監督署担当官の氏名、特定事業場の住所、送信元部署、電話番号及びFAX番号のほか、事務的な送信連絡及び添付した書類の件名が簡潔に記載されている。当該部分は、当該部分に含まれる特定監督署担当官の氏名と併せて見ると、全体が法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち当該担当官の氏名は、原処分において開示されている。また、各FAX等の送受信の事実及び送信に係る事項又は書類件名は、原処分において開示されている情報及び諮問庁が開示することとしている情報から明らかであり、特定事業場の電話番号及びFAX番号は、当該事業場のウェブサイトに掲載されているものであると認められる。その余の部分は、事務的な記載にすぎない。

このため、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であり、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 通番5(2)

当該部分は、特定事業場から特定監督署担当官宛てにFAXで送付された資料の一部であり、審査請求人の就業先企業でのタイムカード記録と集計表、審査請求人の給与明細書及び同人が特定事業場に提出した勤務時間の報告並びに特定事業場と審査請求人の間の雇用契約書である。

当該部分のうちタイムカード集計表に記載されている就業先の指揮命令者及び勤務時間の承認者の氏名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人の就業先の直属の上司であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

また、当該部分は、審査請求人本人の勤務時間、給与明細及び雇用契約書であり、同人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番6

当該部分は、特定事業場の担当者の名刺の写しの記載の一部であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち担当者の職氏名(部署名を除く。)は、原処分において開示されており、その余の部分についても、原処分において開示されている情報であるか、又は公にされている特定事業場の情報であると認められる。このため、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であり、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イ該当性

(ア) 通番1

当該部分は、申告処理台帳の「処理経過」欄に記載されている審査請求人以外の個人に関する情報、特定事業場からの聴取内容及び申告処理に係る労働基準監督機関の対応方針であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなり、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2

a 通番2①b

当該部分は、監督復命書の「面接者職氏名」欄に記載された特定事業場の担当者の職氏名である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 通番2①c

当該部分は、監督復命書の「参考事項・意見」欄及び「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄に記載された特定監督署による対応の考え方及び是正措置を講ずる期限である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記（ア）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番5

a 通番5①a

当該部分は、特定事業場から監督署へ提出された文書の一部であり、特定事業場の内部情報等が記載されていると認められる。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定事業場の内部事情が明らかとなり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 通番5①b

当該部分は、審査請求人の就業先企業でのタイムカード記録の集計表に記載された担当者のID及び氏名である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別情報であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番6

当該部分は、特定事業場の担当者の名刺の記載のうち、具体的な職名、職場の個人メールアドレス及び携帯電話番号である。

当該部分は、一体として法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分については、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、個人識別部分であることから、部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び5号該当性

通番4は、是正勧告書(控)の「受領者職氏名」欄に記載された当該文書の正本の受領者の署名であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得るとしても、署名まで開示する慣行があるとは認められない。このため、

当該部分は、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該情報は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イ該当性

通番3は、是正勧告書（控）の「是正期日」欄に記載された特定監督署が設定した是正措置を講ずるべき期限である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ア（ア）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表

1 文書番号，文書名及び頁		2 原処分における不開示部分			3 2欄のうち新たに開示すべき部分	
		不開示部分		法14条各号該当性等		
文書1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1, 9ないし39, 225ないし241	①a 1頁「完結区分」欄，10頁「処理経過」欄10行目5文字目ないし11行目，13頁「処理経過」欄19行目，14頁「完結区分」欄，15頁「処理経過」欄18行目，22行目，23行目，25行目，19頁「処理経過」欄22行目1文字目ないし17文字目，29文字目ないし最終文字，25行目1文字目ないし9文字目，13文字目ないし最終文字，20頁「処理経過」欄17行目，18行目，21頁「処理経過」欄21行目1文字目ないし10文字目，15文字目ないし最終文字，22頁「処理経過」欄11行目ないし13行目，25頁「処理経過」欄1行目ないし4行目，29頁「処理経過」欄1行目ないし10行目，30頁「処理経過」欄22行目ないし29行目，32頁「処理経過」欄25行目12文字目ないし27行目20文字目，28行目，33頁「処理経過」欄9行目ないし18行目，34頁「処理経過」欄3行目，37頁「処理経過」欄28行目1文字目ないし12文字目，39頁「処理経過」欄1行目1文字目ないし4文字目，9文字目ないし最終文字，5行目1文字目ないし9文字目，13文字目ないし最終文字，8行目，9行目，225頁「完結区	2号，3号イ及びロ，5号，7号イ（注2）	1	(1) 1頁，14頁及び225頁の「完結区分」欄，13頁「処理経過」欄19行目，39頁「処理経過」欄8行目，9行目 (2) 15頁「処理経過」欄23行目，20頁「処理経過」欄17行目，18行目，37頁「処理経過」欄28行目13文字目ないし21文字目，226頁「処理経過」欄5行目ないし6行目15文字目，21文字目ないし7行目 (3) 10頁「処理経過」欄10行目5文字目ないし11行目，15頁「処理経過」欄18行目，22行目，25行目，19頁「処理経過」欄22行目1文字

	<p>分」欄， 2 2 6 頁「処理経過」欄 5 行目ないし 6 行目 1 5 文字目， 2 1 文字目ないし 7 行目， 2 4 1 頁「処理経過」欄 2 5 行目</p> <p>① b 1 0 頁「処理経過」欄 1 0 行目 1 文字目ないし 4 文字目， 1 2 頁「処理経過」欄 1 行目 6 文字目ないし 1 3 文字目， 1 5 頁「処理経過」欄 1 4 行目 4 文字目ないし 1 3 文字目， 1 6 頁「処理経過」欄 1 1 行目， 1 2 行目， 1 7 頁「処理経過」欄 1 0 行目， 1 1 行目， 1 8 頁「処理経過」欄 2 1 行目 2 文字目ないし 2 2 行目最終文字， 3 0 行目 1 1 文字目ないし最終文字， 1 9 頁「処理経過」欄 2 2 行目 1 8 文字目ないし 2 8 文字目， 2 5 行目 1 0 文字目ないし 1 2 文字目， 2 1 頁「処理経過」欄 2 1 行目 1 1 文字目ないし 1 4 文字目， 3 1 行目 1 文字目ないし 2 2 文字目， 3 7 頁「処理経過」欄 1 9 行目， 2 0 行目， 2 8 行目 1 3 文字目ないし最終文字， 3 9 頁「処理経過」欄 1 行目 5 文字目ないし 8 文字目， 5 行目 1 0 文字目ないし 1 2 文字目， 2 2 6 頁「処理経過」欄 6 行目 1 6 文字目ないし 2 0 文字目， 2 9 行目ないし 3 2 行目， 2 2 7 頁「処理経過」欄 1 行目ないし 9 行目， 2 2 8 頁「処理経過」欄 1 行目， 2 2 9 頁「処理経過」欄 6 行目， 2 3 6 頁「処理経過」欄 1 行目ないし 5 行目， 2 3 8 頁「処理経過」欄 1 3 行目， 1 6 行目， 1 7 行目， 2 4 行目， 2 5 行目， 2 3 9 頁「処理経過」欄 1 行目ないし 4 行目， 1 1 行目 5 文字目ないし 1 2 文</p>		<p>目ないし 1 7 文字目， 2 9 文字目ないし最終文字， 2 5 行目 1 文字目ないし 9 文字目， 1 3 文字目ないし最終文字， 2 1 頁「処理経過」欄 2 1 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目， 1 5 文字目ないし最終文字， 3 7 頁「処理経過」欄 2 8 行目 1 文字目ないし 1 2 文字目， 2 2 文字目ないし最終文字， 3 9 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 4 文字目， 9 文字目ないし最終文字， 5 行目 1 文字目ないし 9 文字目， 1 3 文字目ないし最終文字， 2 4 1 頁「処理経過」欄 2 5 行目</p>
--	---	--	--

			<p>字目， 2 4 0 頁「処理経過」欄 2 行目 2 文字目ないし 4 行目最終文字， 2 4 1 頁「処理経過」欄 2 行目 2 文字目ないし 4 行目最終文字， 1 0 行目ないし 1 5 行目， 1 7 行目， 2 6 行目</p>			
			② ①を除く不開示部分	新たに 開示	—	—
文 書 2	監 督 復 命 書	5, 2 0 8, 2 1 2, 2 4 6	<p>① a 5 頁「署長判決」欄，「参考事項・意見」欄 5 行目， 2 0 8 頁「労働者数」欄の「全体」及び「企業全体」，「週所定労働時間」欄，「署長判決」欄，「参考事項・意見」欄 5 行目，「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄 1 枠目及び 2 枠目の不開示部分， 2 1 2 頁「労働者数」欄の「全体」及び「企業全体」，「週所定労働時間」欄，「署長判決」欄，「参考事項・意見」欄 3 行目 3 2 文字目ないし 4 行目，「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄 1 枠目不開示部分， 2 4 6 頁「労働者数」欄の「全体」及び「企業全体」，「週所定労働時間」欄，「署長判決」欄，「参考事項・意見」欄 4 行目 2 4 文字目ないし 5 行目 6 文字目， 2 5 文字目ないし最終文字</p> <p>① b 2 1 2 頁「面接者職氏名」欄</p> <p>① c 2 0 8 頁「参考事項・意見」欄 4 行目 2 6 文字目ないし 3 2 文字目，「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄 2 枠目及び 3 枠目， 2 1 2 頁「参考事項・意見」欄 3 行目 1 0 文字目ないし 3 1 文字目， 2 4 6 頁「参考事項・意見」欄 5 行目 7 文字目ないし 2 4 文字目</p>	2 号， 2 3 号イ 及 び 口， 5 号， 7 号イ	2	<p>(1) 2 0 8 頁， 2 1 2 頁及び 2 4 6 頁の各「労働者数」欄の「全体」及び「企業全体」並びに各「週所定労働時間」欄</p> <p>(2) 5 頁， 2 0 8 頁， 2 1 2 頁及び 2 4 6 頁の各「署長判決」欄， 5 頁「参考事項・意見」欄 5 行目， 2 0 8 頁「参考事項・意見」欄 5 行目， 2 1 2 頁「参考事項・意見」欄 3 行目 3 2 文字目ないし 4 行目， 2 4 6 頁「参考事項・意見」欄 4 行目 2 4 文字目ないし 5 行目 6 文字目， 2 5 文字目ないし最終文字</p> <p>(3) 2 0 8 頁及び 2 1 2 頁の「違反法条項・指導事項・違反態様等」</p>

					欄の不開示部分
			② ①を除く不開示部分	新たに 開示	—
文 書 3 官 が 作 成 し た 文 書	担 当 し 4, 6, 8, 4 0, 4 1, 2 0 9, 2 1 3, 2 2 3, 2 4 及 び 2 4 7	2 な い し 4, 6, 8, 4 0, 4 1, 2 0 9, 2 1 3, 2 2 3, 2 4 及 び 2 4 7	① a 6頁「違反事項」欄1行目ないし4行目, 209頁「違反事項」欄1行目8文字目ないし4行目, 211頁「違反事項」欄1行目ないし3行目, 4行目8文字目ないし10行目, 213頁「違反事項」欄1行目, 2行目, 「是正期日」欄1行目, 2行目	3号イ 及 び 口, 5 号, 7 号イ	3 6頁, 209頁, 211頁及び213頁の各「違反事項」欄の不開示部分, 213頁「是正期日」欄1行目, 2行目
			① b 209頁「是正期日」欄1枠目, 211頁「是正期日」欄8枠目		
			② 6頁, 209頁, 211頁及び213頁の各「受領者職氏名」欄の不開示部分	2号, 5号	4 209頁1文字目ないし14文字目
			③ 6頁, 209頁, 211頁及び213頁の各「是正確認欄」表頭部分	新たに 開示	—
			④ a 6頁, 209頁, 211頁及び213頁の各「是正確認」欄(③を除く。), ④ b 223頁, 224頁	個人情 報非該 当	—
文 書 4 特 定 事 業 場 か ら な い し 労 働 基 準 監 督 署	7, 4 2 な い し 2 0 7, 2 4 2 頁 な い し 2 4 5 頁, 2 5 1 頁 な い し 2 6 1 頁, 2 6 3 頁 な い し 2 6 7 頁 (bを除く。) ① b 184頁, 186頁, 188頁, 190頁及び192頁の表頭の担当者のID及び氏名	7, 4 2 な い し 2 0 7, 2 4 2 頁 な い し 2 4 5 頁, 2 5 1 頁 な い し 2 6 1 頁, 2 6 3 頁 な い し 2 6 7 頁 (bを除く。) ① b 184頁, 186頁, 188頁, 190頁及び192頁の表頭の担当者のID及び氏名	2号, 3号イ 及 び 口, 5 号, 7 号イ	5 (1) 43頁, 157頁, 160頁, 162頁, 165頁ないし207頁, 214頁ないし220頁, 242頁ないし245頁, 251頁ないし261頁, 263頁ないし267頁 (2) 184頁ないし193頁(184頁, 186頁, 188頁, 190頁及び192頁の表頭の担当者	

へ提出された文書	267			のID及び氏名を除く。), 195 頁ないし205頁
	②	①以外の不開示部分	新たに 開示	—
	③	7頁, 42頁, 210頁	個人情報非該当又は 2号, 3号イ 及び 口, 5 号, 7 号イ	6 全て(部署名以外の職名, メールアドレス及び手書き携帯電話番号を除く。)

(注1) 本件文書の1枚目から順に付番したものを「頁」として記載している。

(注2) 理由説明書の別表に記載漏れがあったため, 当審査会事務局において訂正した。